

地 域 活 力 推 進 員

(会計年度任用短時間勤務職員)

募 集 案 内

相模原市では、市民協働のまちづくりを目指し、自治会などの地域活動に理解と熱意があり、地域住民・団体とともに働いていただく人材を求めています！

- 地域住民・団体のために奉仕する「やさしい心」を持っている人
- 地域住民・団体とともに行動する「フットワークの良さ」を持っている人
- 地域住民・団体とのふれあいを大切にする「コミュニケーション力」を持っている人

受付期間：令和8年8月19日(水)～令和8年8月28日(金)必着

提 出 先：相模原市役所 市民局 市民協働推進課



相模原市マスコットキャラクター
さがみん

相模原市地域活力推進員 選考案内

【名 称 等】 相模原市地域活力推進員(会計年度任用短時間勤務職員)

【募集人数】 令和8年11月1日採用 1名

※但し、あらたに欠員が生じた場合は追加で採用を行います。

【勤務内容】 主体的な団体事務局支援等

- (1)地区自治会連合会の事務局支援及び市自治会連合会の事業への協力
- (2)安全・安心まちづくり推進協議会地区支部の事務局支援
- (3)地区自主防災隊の事務局支援
- (4)ふれあい広場管理運営委員会の事務支援及びふれあい広場の受付・管理
- (5)地域市民まつり(ふるさとまつり)等の事務支援
- (6)その他 地域活動団体の事務局支援

※事務局支援の具体的な内容※

- ・会議の開催(資料作成、資料説明など)
- ・各種イベントの企画や関係機関との調整
- ・地域情報誌の編集
- ・団体等の各種手続きの相談や支援 など

【勤 務 日】 原則月曜日～土曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く)のうち
所属長が指定する5日間

【勤務時間】 午前9時から午後4時又は午前10時から午後5時(休憩1時間)
但し、所属長が指定する場合は、午前6時から午後10時までの間の6時間とする。
※イベント等で休日、早出・遅出等の勤務や、夜間の会議が週1回程度あります。

【勤務場所】 市内の次の施設の中から決定します。

＜緑区＞	＜中央区＞	＜南区＞
橋本まちづくりセンター 大沢まちづくりセンター 城山まちづくりセンター 津久井まちづくりセンター 相模湖まちづくりセンター 藤野まちづくりセンター	中央6地区まちづくりセンター (①小山公民館 ②清新公民館 ③横山公民館 ④中央公民館 ⑤星が丘公民館 ⑥光が丘公民館) 大野北まちづくりセンター 田名まちづくりセンター 上溝まちづくりセンター	大野南まちづくりセンター 大野中まちづくりセンター 麻溝まちづくりセンター 新磯まちづくりセンター 相模台まちづくりセンター 相武台まちづくりセンター 東林まちづくりセンター

【給与及び勤務条件等】

(1)給与は、相模原市会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則等に基づき、報酬、費用弁償、時間外勤務手当、期末手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2)報酬額 月額 237,200 円から(※報酬額は本市での職歴などによって決定)

(3)保険等 神奈川県市町村職員共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険

(4)休暇等 年次休暇、夏季休暇及び慶弔に係る休暇等

※上記内容は募集日時点のため、条例改正等により変更される場合があります。

【任用期間】 令和8年11月1日から令和9年3月31日までの期間 ※

※人事評価の結果が良好である場合、翌年度以降も再度任用する場合があります。

【応募資格】 次の(1)～(2)の両方の要件を満たした者

(1)パソコンで、表計算、チラシ・会議資料の作成などができる者

(2)普通自動車(第1種)運転免許を有する者

※業務内容により公用車等を運転する場合があります。

ただし、上記にかかわらず地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当する者は応募できません。

(1)拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考方法】

選考	内 容		選考結果
一次 選考	書類選考 (申込書、 作文)	<作文のテーマ> 「地域活動を支える仕事に求められること」 ※申込書及び作文(400字～800字以内)	令和8年9月中旬
二次 選考	面接試験	(一次選考合格者のみ) 指定日時に個別面接を実施します。 (該当者には、指定日時を電話でお知らせします)	令和8年10月以降

【合否の発表】

一次選考:令和8年9月中旬を目途に文書で通知します。

二次選考:令和8年10月以降、文書で通知します。

※電話などによる個別の問い合わせはお断りします。

【補欠候補者】 第二次選考不合格者の中から、上位者を補欠候補者として、ご本人の同意を得た上で選考成績順に補欠名簿に登載します。登載期間は、申込年度の3月31日までとし、欠員が生じた際には名簿上位者から順次採用します。勤務場所については、1ページで示したいずれかになります。

【応募書類】 「会計年度任用短時間勤務職員(地域活力推進員)選考申込書」及び
「会計年度任用短時間勤務職員(地域活力推進員)作文用紙」

【申込期間】 令和8年8月19日(水)～令和8年8月28日(金)※必着

【申込方法】 電子メール

※送付先メールアドレス: shiminkyoudou@city.sagamihara.kanagawa.jp

※電子メールでの提出が難しい場合は、ご連絡ください。

※この選考において市が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しませんが、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

【そ の 他】 右のQRコードを読み込み、該当の職種を選んだ後、
様式をダウンロードして使用してください。



【問い合わせ・申込先】

相模原市役所 市民局 市民協働推進課

電話:042-769-8226(直通)

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号